

IV レベル別開示など初めて対応する事項を整理 時価算定会計基準の 会計処理・開示上の留意点

有限責任 あずさ監査法人
公認会計士 山本 智恵

【この章のエッセンス】

●時価を把握することが極めて困難であるとして従前時価を開示していなかった金融商品についても、原則新たに時価を算定して開示することが必要となると考えられる。

●新たな開示(時価のレベルごとの合計額、評価技法およびインプットの説明等)が求められる。ただし、現金および短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものについては、時価の注記自体を省略できる。

●本3月期末については投資信託の時価は、従前の取扱いを踏襲することができ、レベル別開示も求められない。また、貸借対照表に持分

相当額を純額で計上する組合等への出資について、時価の注記をしないことができる。

はじめに

企業会計基準10号「金融商品に関する会計基準」(以下、「金融商品会計基準」という)における金融商品と、企業会計基準9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的保有の棚卸資産の時価に適用する基準として、2019年7月に次が公表されている。

・企業会計基準30号「時価の算定に関する会計基準」(以下、「時価算定会

計基準」という)

・企業会計基準適用指針31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下、「2019年時価算定適用指針」という)

また、あわせて、企業会計基準適用指針19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(以下、「時価開示適用指針」という)が改正されたほか、関連する企業会計基準および適用指針、日本公認会計士協会の実務指針等の改正も行われた(一連の会計基準等の新設および改正をまとめて、以下、「時価算定会計基準等」という)。

これらは、2021年4月1日以後開始する連結会計年度および事業

年度の期首から強制適用となっており、3月決算企業においては、この3月末に強制適用後初の期末決算を迎えることになる。

なお、投資信託の時価の算定および貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関しては、2021年6月に、改正企業会計基準適用指針31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下、「改正適用指針」という)が公表されており、この3月期の早期適用も可能である。

3月決算企業においては、会計処理についてはすでに時価算定会計基準を反映済みであるものの、開示については、本3月期末決算において、初めて対応するケースが多いと考えられる。

したがって、本章では、時価算定会計基準等による会計処理の変更内容に簡単に触れたうえで、期末決算において新たに求められる開示(レベル別開示、評価技法およびインプットの説明等)の留意点、ならびに投資信託等に関する改正適用指針での取扱いについて説明する。

なお、文中意見に関する部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。